

---

## 第 3 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 5 日)

平成 28 年 3 月 25 日 (金曜日)

---

### 議 事 日 程

平成 28 年 3 月 25 日 午前 9 時 30 分 開会

#### 1 開議宣告

#### 1 議事日程の報告

- |        |          |   |
|--------|----------|---|
| 日程第 1  | 議案第 13 号 | 大山町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について       |
| 日程第 2  | 議案第 14 号 | 大山町職員の退職管理に関する条例の制定について                       |
| 日程第 3  | 議案第 15 号 | 行政不服審査法施行に伴う関係条例の整備に関する条例について                 |
| 日程第 4  | 議案第 16 号 | 地方公務員法改正に伴う関係条例の整備に関する条例について                  |
| 日程第 5  | 議案第 17 号 | 大山町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6  | 議案第 18 号 | 大山町税条例の一部を改正する条例について                          |
| 日程第 7  | 議案第 19 号 | 大山町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について                    |
| 日程第 8  | 議案第 20 号 | 大山町大山農村環境改善センター条例の一部を改正する条例について               |
| 日程第 9  | 議案第 21 号 | 山村広場施設整備に係る経費の賦課徴収に関する条例を廃止する条例について           |
| 日程第 10 | 議案第 22 号 | 小規模零細地域営農確立促進対策事業に係る経費の賦課徴収に関する条例を廃止する条例について  |
| 日程第 11 | 議案第 23 号 | 鳥取県西部町村就学指導推進協議会の名称を変更し、及び同協議会規約を変更する協議について   |
| 日程第 12 | 議案第 24 号 | 鳥取県行政不服審査会共同設置規約を定める協議について                    |
| 日程第 13 | 議案第 25 号 | 鳥取県自治体 ICT 共同化広域連携協約の締結に関する協議について             |
| 日程第 14 | 議案第 26 号 | 大山町過疎地域自立促進計画の策定について                          |
| 日程第 15 | 議案第 27 号 | 大山町過疎地域自立促進計画の変更について                          |
| 日程第 16 | 議案第 28 号 | 大山町前辺地に係る総合整備計画の策定について                        |
| 日程第 17 | 議案第 29 号 | 大山町羽田井辺地に係る総合整備計画の策定について                      |
| 日程第 18 | 議案第 30 号 | 大山町神田・渡道辺地に係る総合整備計画の変更について                    |
| 日程第 19 | 議案第 32 号 | 平成 28 年度大山町一般会計予算                             |

日程第 20	議案第 33 号	平成 2 8 年度大山町土地取得特別会計予算
日程第 21	議案第 34 号	平成 2 8 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
日程第 22	議案第 35 号	平成 2 8 年度大山町開拓専用水道特別会計予算
日程第 23	議案第 36 号	平成 2 8 年度大山町夕陽の丘神田特別会計予算
日程第 24	議案第 37 号	平成 2 8 年度大山町簡易水道事業特別会計予算
日程第 25	議案第 38 号	平成 2 8 年度大山町国民健康保険特別会計予算
日程第 26	議案第 39 号	平成 2 8 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算
日程第 27	議案第 40 号	平成 2 8 年度大山町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 28	議案第 41 号	平成 2 8 年度大山町介護保険特別会計予算
日程第 29	議案第 42 号	平成 2 8 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算
日程第 30	議案第 43 号	平成 2 8 年度大山町公共下水道事業特別会計予算
日程第 31	議案第 44 号	平成 2 8 年度大山町風力発電事業特別会計予算
日程第 32	議案第 45 号	平成 2 8 年度大山町温泉事業特別会計予算
日程第 33	議案第 46 号	平成 2 8 年度大山町宅地造成事業特別会計予算
日程第 34	議案第 47 号	平成 2 8 年度大山町索道事業特別会計予算
日程第 35	議案第 48 号	平成 2 8 年度大山町水道事業会計予算
日程第 36	議案第 63 号	平成 2 7 年度大山町一般会計補正予算（第 1 0 号）
日程第 37	議案第 64 号	教育委員会委員の任命について
日程第 38	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 39	諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 40	請願第 1 号	T P P 協定を国会で批准しないことを求める請願
日程第 41	請願第 2 号	町の機関における行政書士法の遵守徹底による窓口業務の適正化に関する請願書
日程第 42	陳情第 1 号	「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
日程第 43	陳情第 2 号	精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書提出に関する陳情書
日程第 44	発議案第 1 号	地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について
日程第 45	発議案第 2 号	精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書の提出について
日程第 46	発議案第 3 号	T P P 協定が農業等に及ぼす影響に対しその内容及び対策を求める意見書の提出について
日程第 47	議員派遣について	
日程第 48	委員会の閉会中の継続調査について（総務常任委員会）	
日程第 49	委員会の閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会）	

日程第 50 委員会の閉会中の継続調査について（経済建設常任委員会）

日程第 51 委員会の閉会中の継続調査について（広報常任委員会）

日程第 52 委員会の閉会中の継続調査について（議会運営委員会）

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（16名）

1 番	加藤紀之	2 番	大原広巳
3 番	大杖正彦	4 番	遠藤幸子
5 番	圓岡伸夫	6 番	米本隆記
7 番	大森正治	8 番	杉谷洋一
9 番	野口昌作	10 番	近藤大介
11 番	西尾寿博	12 番	吉原美智恵
13 番	岩井美保子	14 番	岡田 聰
15 番	西山富三郎	16 番	野口俊明

---

### 欠席議員（なし）

---

### 欠員（なし）

---

### 事務局出席職員職氏名

局長 …………… 手島千津夫 書記 …………… 提嶋護大

---

### 説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 森田増範	教育長 …………… 山根 浩
副町長 …………… 小西正記	教育次長 …………… 齋藤 匠
総務課長 …………… 酒嶋 宏	人権・社会教育課長 …… 門脇英之
地方創生本部事務局長 …… 福留弘明	幼児・学校教育課長 …… 林原幸雄
企画情報課長 …………… 戸野隆弘	税務課長 …………… 岡田 栄
建設課長 …………… 野坂友晴	水道課長 …………… 野口尚登
農林水産課長 …………… 山下一郎	農業委員会事務局 …… 田中延明
福祉介護課長 …………… 松田博明	健康対策課長 …………… 後藤英紀
観光商工課長 …………… 持田隆昌	住民生活課長 …………… 森田典子

---

午前 9 時 30 分 開会

○議長（野口 俊明君） ただいまより、定例議会を開催いたしますが、その前に傍聴者の皆さん、そしてまた 3 チャンネル等の視聴者の皆さまにお断りいたします。今議会の開会時間が 20 数分遅れました。これにつきましては、本当に皆さまにご迷惑おかけいたしました。我々の協議会の時間が長くなりましたために、遅れましたので、お詫びを申し上げこれから定例会を開会させていただきます。

ただいまの出席議員は 16 名です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

----- . ----- . -----  
日程第 1 議案第 13 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 1、議案第 13 号 大山町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について、討論を行います。討論はありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 13 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----  
日程第 2 議案第 14 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 2、議案第 14 号 大山町職員の退職管理に関する条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 14 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----  
日程第 3 議案第 15 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 3、議案第 15 号 行政不服審査法施行に伴う関係条例

の整備に関する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 15 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 4 議案第 16 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 4、議案第 16 号 地方公務員法改正に伴う関係条例の整備に関する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 16 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 5 議案第 17 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 5、議案第 17 号 大山町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 17 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 17 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 6 議案第 18 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 6、議案第 18 号 大山町税条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 18 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 18 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 7 議案第 19 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 7、議案第 19 号 大山町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 19 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 19 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 8 議案第 20 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 8、議案第 20 号 大山町大山農村環境改善センター条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 20 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 20 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 9 議案第 21 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 9、議案第 21 号 山村広場施設整備に係る経費の賦課徴収に関する条例を廃止する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 21 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 21 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 10 議案第 22 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 10、議案第 22 号 小規模零細地域営農確立促進対策事業に係る経費の賦課徴収に関する条例を廃止する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 22 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 22 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 11 議案第 23 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 11、議案第 23 号 鳥取県西部町村就学指導推進協議会の名称を変更し、及び同協議会規約を変更する協議について、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 23 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 23 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 12 議案第 24 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 12、議案第 24 号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約を定める協議について、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 24 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 24 号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 13 議案第 25 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 13、議案第 25 号 鳥取県自治体 ICT 共同化広域連携協約の締結に関する協議について、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 25 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 25 号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 14 議案第 26 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 14、議案第 26 号 大山町過疎地域自立促進計画の策定について、討論を行います。討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番、圓岡伸夫君。ですけど、まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番、圓岡伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） この大山町過疎自立促進計画の策定に反対をいたします。必要なものも多くあると思いますが、この中に町道中山インター線改良工事が盛り込まれています。この道路は合併前から要望をされていたものですが、2月24日に可決した地域づくりの最上位である大山町未来づくり10年プランにも記載をされていない道路です。沿線に保育所もあります。交通量が増えることで交通事故の危険性もあります。付近は小学校の校内マラソンにも使用されています。また、仮にできてもハーフインターですから9号線から上がっても山陰道を東向きには使えません。完成したあかつきには、中山口住吉線の赤坂橋西側交差点には信号機が必要になります。第一私自身この道路がなくてもなんの不自由も感じません。そんな大山町未来づくり10年プランにも記載されていない道路に7億ものお金をかけるより、もっと費用対効果が見込めるもの、

必要とされるものに使うべきだと思いますので、この大山町過疎自立促進計画の策定に反対をいたします。

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論は、

○議員（9番 野口 昌作君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 9番、野口昌作君。

○議員（9番 野口 昌作君） 私はこの大山町過疎地域自立促進計画の策定について賛成いたします。これはこの前の10年プランにありましたあの計画と内容は一緒でございますけれども、その中で特にですね、今、反対議員の方からの提案がありました中山インター線がですね、必要ないでないかというような話でございますけれども、これは非常に必要でございます。そういう必要という立場から言いますとですね、あそこからハーフインターから下りてですね、そして東に走らかということになれば、郵便局のところまで走らないけませんし、というようなこと。それから9号線から上がってですね、近い行程でインターに入ろうと思えば、赤坂集落の非常に狭い道路を通らなければいけないということがあるわけございまして、赤坂集落はですね、自動車の擦れ違いはなかなかできにくいような所でございますから、非常に迷惑になっているなという具合に私自身も使いながら思っているところございまして、あそこにはやはりですね、合併前からの計画でありましたところの道路、これをですね、確実につけていくということが大山町民のですね、町民の皆さんの福祉につながっていくものという具合に確信いたします。そこは一部分のことでございますけれども、全体的にですね、この計画、大いに立てていただいて、大いに執行していただくことがですね、大山町の発展につながるという具合に思います。以上でございます。

〔 騒音あり 〕

○議長（野口 俊明君） ちょっとまってください。今局長が庁舎管理に出ていますので、ちょっと休憩いたします。

午前 10 時 5 分休憩

午前 10 時 6 分再開

○議長（野口 俊明君） それでは、再開いたします。他に討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

**日程第 15 議案第 27 号**

○議長（野口 俊明君） 日程第 15、議案第 27 号 大山町過疎地域自立促進計画の変更について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 27 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 27 号は原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

**日程第 16 議案第 28 号**

○議長（野口 俊明君） 日程第 16、議案第 28 号 大山町前辺地に係る総合整備計画の策定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 28 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 28 号は原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

**日程第 17 議案第 29 号**

○議長（野口 俊明君） 日程第 17、議案第 29 号 大山町羽田井辺地に係る総合整備計画の策定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 29 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 29 号は原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

**日程第 18 議案第 30 号**

○議長（野口 俊明君） 日程第 18、議案第 30 号 大山町神田・渡道辺地に係る総合整備計画の変更について、討論を行います。討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番、圓岡伸夫君。あ、待ってください。まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番、圓岡伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） この議案第 30 号 神田・渡道辺地に係る総合整備計画の変更反対をいたします。今回の変更でトイレ整備費は 5,229 万 7,000 円になります。山香荘の施設改修事業で、1,456 万 6,000 円を新たに計上されました。整備を必要とする事情の変更後の中に、消防法の改正で設備の一新を求められていると書かれていますが、旧耐震構造の建物であるなら、耐震補強やそれに伴う大規模改修を含め、今後どうするのかを考える必要があると思いますので、この議案第 30 号に反対をいたします。

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。ありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 30 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 30 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 19 議案第 32 号 ～ 日程第 35 議案第 48 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 19、議案第 32 号 平成 28 年度大山町一般会計予算から、日程第 35、議案第 48 号 平成 28 年度大山町水道事業会計予算まで、計 17 議案を一括議題とします。平成 28 年度予算審査特別委員会の審査結果の報告を求めます。委員長 岩井 美保子君。

○平成 28 年度予算審査特別委員長（岩井 美保子君） はい、議長。

平成 28 年度予算審査特別委員会報告書

平成 28 年 3 月 25 日。

大山町議会議長 野口俊明様

平成 28 年度予算審査特別委員会委員長 岩井美保子。

平成 28 年 3 月 8 日、平成 28 年第 3 回大山町議会定例会において設置された議員全員による平成 28 年度予算審査特別委員会に付託された予算の議案について審査しましたので、会議規則第 77 条の規定により下記のとおり報告いたします。

## 記

### 1. 事件名

- 議案第 32 号 平成 28 年度大山町一般会計予算
- 議案第 33 号 平成 28 年度大山町土地取得特別会計予算
- 議案第 34 号 平成 28 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 議案第 35 号 平成 28 年度大山町開拓専用水道特別会計予算
- 議案第 36 号 平成 28 年度大山町夕陽の丘神田特別会計予算
- 議案第 37 号 平成 28 年度大山町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 38 号 平成 28 年度大山町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 39 号 平成 28 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算
- 議案第 40 号 平成 28 年度大山町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 41 号 平成 28 年度大山町介護保険特別会計予算
- 議案第 42 号 平成 28 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 43 号 平成 28 年度大山町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 44 号 平成 28 年度大山町風力発電事業特別会計予算
- 議案第 45 号 平成 28 年度大山町温泉事業特別会計予算
- 議案第 46 号 平成 28 年度大山町宅地造成事業特別会計予算
- 議案第 47 号 平成 28 年度大山町索道事業特別会計予算
- 議案第 48 号 平成 28 年度大山町水道事業会計予算

### 2. 事件の内容 平成 28 年度各会計当初予算の審査

### 3. 平成 28 年度予算の特徴

一般会計予算は、総額 109 億 9,000 万円で、対前年度比 6,000 万円、0.5%の増となっている。

歳入について、町税収入は、14 億 2,931 万円で、対前年度比 3,677 万円、2.6%の増となっている。法人税の法人税割の増や、軽自動車税の税率改正が主な要因である。

地方交付税は、51 億円で、対前年度比 5,000 万円、1.0%の増となっている。普通交付税は合併算定替措置が 3 割減となるが、国の動向を鑑み 5,000 万円の増を見込んでいる。

町債は、12 億 8,780 万円で、対前年度比 5,100 万円、3.8%の減となっている。大山中学校の大規模改修や名和クリーンセンターの大規模改修などの事業を行うが、対前年度比としては減となっている。

歳出について、義務的経費は、42 億 3,517 万円で、対前年度比 7,692 万円、1.8%の

増となっている。人件費は減となっているが、扶助費（医療費・子どもの手当等）が対前年度比 17.2%の増となっており、今後もこの傾向は避けられないものと考えられる。

投資的経費は、12 億 7,986 万円で、対前年度比 1 億 948 万円、7.9%の減となっている。本町の経済活動に欠かせない経費であるが、国庫補助が減ってきている現状も危惧されるところである。

その他経費のうち、物件費は、22 億 4,356 万円で、対前年度比 1 億 5,683 万円、7.5%の増で、4 年連続の増を見込むこととなった。各種事業の委託経費や教職員のパソコン関係の購入費用、ふるさと応援基金の寄付者に対する記念品の増などが見込まれている。

この中で、大山観光局へのツアーデスク運営補助費等の効果的な活用や、新規事業の児童一人につき月 3 万円を支給する家庭保育支援給付金事業、様々な内容で取り込まれる町民総健康づくり運動等は、特に多くの意見を交わした事業である。

特別会計では、国民健康保険特別会計予算が、一般会計からの法定外繰入金なし、基金繰入金なし、国保税据え置きとなった予算であること。国民健康保険診療所特別会計で、大山診療所が、人間ドック導入による健診を兼ね備えた診療所としての予算計上がされていることなどが特徴的となっている。この会計では、ジェネリック医薬品の使用率向上対策についても多くの意見が交わされている。

#### 4. 審査の経過及び審査の結果

付託を受けた 17 議案について、分科会方式により、平成 28 年 3 月 9 日・10 日・11 日・14 日の 4 日間審査を行うとともに、22 日に全体会を委員全員で行なった。審査の結果、付託された 17 議案すべてを可とすべきものと決した。

#### 5. 付帯意見

(1) 本町の観光事業発展のために大山観光局の果たす役割は大きく、その活動に多額の補助金を交付するのは期待の表れである。しかし、大山ツアーデスク運営補助金をはじめ、補助金に見合った事業の十分な成果が上がっていないばかりか、補助金交付に係る事務処理の改善指導を求める監査委員の指摘も行われたところであり、担当部局の指導不足が問われるところである。大山観光局に対して、補助金交付事務等の継続的な指導の他、大山ツアーデスク運営補助金の活用による有効な旅行商品の開発、営業活動の活性化が行えるよう強く指導することを求める。

(2) 町税、国民健康保険税、住宅新築資金等貸付金、上・下水道使用料、住宅使用料等の滞納対策の強化については、新たな取組等により一定の改善がみられるが、今後も手を緩めることのない継続した取り組みを求める。

(3) 町民総健康づくり運動は、今後の介護保険料の値上げにも大きな影響を及ぼすことになるので、さらなる前進を求める。以上報告いたします。

大変失礼をいたしました。読み誤りがあったみたいでございまして、6,000 万円、最

初からいいますと 3 番目です、平成 28 年度予算の特徴というところで一般会計予算は総額 109 億 9,000 万円で、対前年度比 6,000 万円と申しましたが、600 万円。書いてある方が正しいほうでございまして、私の言い誤りでございました。訂正いたします。対前年度比 6,000 万円ということでございますので、よろしくお願いいたします。大変失礼いたしました。

- 議長（野口 俊明君） これで平成 28 年度予算審査特別委員長の報告を終わります。これから 1 議案ごとに討論・採決を行います。

----- . ----- . -----

### 議案第 32 号

- 議長（野口 俊明君） 議案第 32 号 平成 28 年度大山町一般会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。
- 議員（7 番 大森 正治君） 議長、7 番、反対討論。
- 議長（野口 俊明君） まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。
- 議員（7 番 大森 正治君） 7 番。
- 議長（野口 俊明君） 7 番、大森正治君。
- 議員（7 番 大森 正治君） 平成 28 年度大山町一般会計予算に反対の立場で討論をいたします。

本予算には第 2 子からの保育料の無償化や高校生までの医療費助成の拡充などさまざまな子育て支援、子どもたちの発達を促す学校教育の条件整備、要支援 1、2 の介護保険外し対策としてのスムーズな総合事業への移行、住民主体の地域自主組織による町づくり事業など、住民福祉の増進をめざす評価すべき施策が多々あるというふうに私も思います。しかし一方、見直しを検討すべき施策があるというふうに考えます。指摘したいと思います。

1 点目は、同和対策関係の施策であります。同和施策は聖域であるかのように、見直しを検討することもなく、同和対策に関わる平成 28 年度の総予算は約 1 億円となっています。旧同和地区の劣悪な生活環境の改善と差別解消のために 30 年以上にわたり同和対策事業や同和教育が行われてきました。その結果、同和地区の生活環境は大きく改善され、進学、就職の問題も改善し、難しいといわれてきた結婚問題も今では地区内外の交流が進み、大きく前進したというふうに私は評価しております。その結果として社会問題としての同和問題は基本的に解決したといってもいい状況になりました。そして 30 年以上も施行されてきた国の法律は 14 年も前に完了し、同和地区に対する特別対策は終了しました。それにもかかわらず差別がある限りという理由でいつまでも特別対策としての同和施策や同和教育を継続するということは、同和地区をいつまでも存続させることになり、問題の解決に逆行することになると考えます。ですから、本町の平成 28 年度一般会計予算にある、同和地区に限った特別な施策は見直すべきです。例えば、

進学奨励交付金は地区の生徒だけに交付すべきではなく、一般施策としてどの生徒にも要件を認めるべきです。また、地区進出学習会は、地区の小中学生を対象にした特別な学習会であり、これを望まない児童や保護者がいるということを考慮するならば、中止すべきと考えます。さらに、大山集会所条例に位置付けられている23の集会所で、同和地区の2カ所には施設修繕費が予算化してあります。あるのに、他の集会所には無いというのは、不公平な措置といわざるをえません。

2点目の問題として指摘しなければならないのは、先ほどもありましたけれども、一般社団法人 大山観光局に対する補助金です。これについては、定例監査報告で問題点が厳しく指摘されています。本町の観光事業の発展のために、とりわけ大山開山1300年祭を迎えるにあたり、この大山観光局の役割が期待されながら、町の規則に義務付けられている実績報告書が提出されていない点や経理上の問題点、さらには営業活動の低調さが指摘されています。このような法人に対して例年と同じような補助金が計上されているのは、私は甚だ疑問であります。

3点目に自衛官募集事業についてです。これは従来から行われてきたものでありますが、新年度はこれまでと状況が一変するというふうに思います。それは、いわゆる戦争法とも呼ばれる安全保障関連法が多く国民や学者などの反対を押し切って強行成立されたからです。この法律は大多数の憲法学者が憲法違反と断定しています。集団的自衛権の行使容認によって自衛隊が海外で武力行使ができるようにしたこの法律が、今月の29日に施行されようとしています。海外に派遣された自衛隊員が殺し、殺される恐れが現実のものになろうとしています。そのような法律のもとで自衛官募集業務を大山町が行うことは、たとえ法定受託事務とはいえ、問題があるといわざるをえません。特に事務内容として、町内の自衛官募集適齢者に募集案内を送付するというふうにあります。ここまでする必要があるのか、私は問題点を指摘しておきたいとします。

このような点から私は本予算に反対するものであります。

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（15番 西山 富三郎君） 議長、15番。

○議長（野口 俊明君） 15番、西山富三郎君。

○議員（15番 西山 富三郎君） 平成28年度大山町一般会計予算に賛成討論をいたします。

大山町未来づくり10年プラン、総合計画は平成28年度から平成37年度の10年間であります。キャッチフレーズは、宣伝文句は、楽しさ自給率の高いまちへ、であります。総合計画の作成に取り組んだ未来会議では、魅力的なまちを作っていくためには、町民一人ひとりが一歩ふみ出し、行動をしなければなりません。そしてこの一歩を踏み出す後押しをし、行動を受けるのは、楽しさではないかという認識が共有されていました。これを実現するために必要なことは、住民、団体、企業、行政が連携して、町づくりに取

り組むとともに、めざすべき将来像のイメージを共有することが必要であり、10年後の将来像が人、仕事、暮らし、仲間、恵みの視点でまとめられています。基本理念であるこの言葉を広報だいせんや大山チャンネルでその周知をはかると町長は述べています。また全戸に概要版を配布して、説明会を開催し、計画全般について理解を深めようとしています。未来会議のメンバーをはじめ、この計画に関わっていただいた多くの方が、それぞれの立場で総合計画の実現に尽力していただけるものと期待をします。議会ですでに基本構想、基本計画を議決しています。

同和問題の解決に異論を開陳する人がいます。現状を十分に認識していないと思います。同和問題は解消されておりません。地区住民の市民的権利を阻害しています。同和問題の本質は、地区住民に市民的権利が行政的に不十分にしか保証されていないという社会問題であります。このような人権侵害は世界に我が国日本だけであります。我が国が世界に恥ずべき国辱であります。部落差別をはじめ、部落差別をなくすことは至純な人間の正義であります。差別に憤るのは崇高な人間の良心であります。人間に人間の尊さを教える地区学習会で子どもたちは成長しています。凛然と前進しています。倫理、正義を尊び、不正を嫌い、矛盾を憤り、人間の生命価値、人間の燦然たる光を希求する人権セミナー、小地域懇談会、人権同和教育研究大会は人の世の前進の動力であります。人権同和教育こそ教育の真であります。人間は人間に生まれたい、人になっていくのだといわれています。中国の古典、漢詩に衣食足りて礼節を知るといふ諺があります。名誉と恥を知れという意味であります。古代ローマの哲学者キケロは、正義をはたらく者に妨害してはならないと論じています。同和問題の解決は超党派で取り組むべき問題であります。

町政とは町民を幸せにすることです。大山開山 1300 年を目前にして、大山町に誇りを持ち、笑顔で暮らせる町づくり、その取り組みを包含しているのが、本予算であります。賛成討論といたします。よろしく願いいたします。

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 原案に反対者の発言を許します。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 圓岡伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） この議案第 32 号に反対をいたします。予算のなかには、大山中学校の大規模改修工事など住民のための数々の施策が見て取れますが、また問題点も多く見受けられます。

その中でも歳入は雑入の電柱移転工事補償金 150 万円です。27 年度当初予算でも 150 万円で 3 月の補正で 134 万 4 千円を減額しましたが、28 年度も同じ 150 万円を当初予算で計上されています。予測しがたいのは理解をいたしますが、それでも根拠のない歳

入は見込むべきではないと思います。これは地方財政法の第3条の2項に抵触するのではないのでしょうか。地方財政法第3条の2項では、地方公共団体はあらゆる資料に基づいて正確にその財源を捕捉し、かつ経済の状況に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない、となっています。することができるではなく、しなければならない、つまり義務規定になっていますが、執行部はこの地方財政法をどう解釈しているのでしょうか。

2つめに、同和対策施設費の施設修繕料28万円です。昨年9月議会でも指摘をしましたが、大山町集会所条例で定める複数の集会所で28年度も軽微な施設修繕料が予算計上されています。大山町集会所条例では、第1条、地域住民の福祉の向上を図るため集会所を設置する。第2条、集会所の名称及び位置は、別表のとおりとする。として萩原、報国、新高田、渡道、下楨原、蔵岡など23の集会所または多目的集会所、多目的研修集会所が指定をされています。集会所条例の第3条では、集会所の維持管理および運営を設置場所の行政区に委託するとされています。同じ大山町集会所条例で定める集会所であるならば、ある集会所には施設修繕料を出し、その他の集会所には出さない、こういう道理の通らないことはすべきではないと思います。また、副町長は答弁のなかで、科目存置は歳出についてはあえてとる必要はないと答弁をされましたが、概要説明書の236ページからの同和対策施設費の中で、1万円が2集会所に予算計上をされています。また、それ以外の目にも多数の科目存置がありますが、いったいこれらをどう説明されるのでしょうか。本当であえてとる必要がないのなら、再度、提案しなおすのが筋だと思います。

次に、保健福祉センターなわと名和診療所の光熱水費についてです。地方自治法の第209条の2項では特別会計は普通地方公共団体が特定の事業を行う場合、その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区別して経理する必要がある場合において、条例を設置することができるのとあります。先日ある自治体の監査委員さんとお話した際、こういう場合はちゃんと区別をして経理をすべきだと言われました。区別して経理のできていない保健福祉センターなわの光熱水費582万6,000円には会計上の大きな問題があると言わざるをえません。これは地方自治法の趣旨に沿って改めるべきだと思います。

4点目に、同和教育費の進学奨励交付金80万7,000円です。質疑のなかでも述べましたけれども、琴浦町では高校生への進学奨励金の支給対象を世帯所得100万円未満から150万円未満に緩和し、月額4,000円から5,000円に引き上げられました。地対財特法もなくなり、法的根拠は既にあります。国も今後の同和行政は地区と地区外を区別せず、きめ細やかな対応と広い視野を持っていくことが重要であると言っています。大山町も速やかに一般施策に移行すべきだと思います。

他にもありますけれども、とりあえず以上4点を指摘して、反対討論といたします。

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

○議員（3 番 大杖 正彦君） 議長、3 番。

○議長（野口 俊明君） 3 番、大杖正彦君。

○議員（3 番 大杖 正彦君） 私は、平成 28 年度一般予算の賛成の立場で討論いたします。

大山町を含め、地方が少子高齢化、人口減という形で疲弊するなかでですね、本予算は 10 年プランからスタートして、20 年、30 年先に魅力ある町をめざし、育児、教育、そして福祉に重きが置かれていると思います。とりわけ地方の活性化に重要な課題は、農業などを含め、第一次産業と地域の特性を生かした観光振興であると多数の学者の方がおっしゃっておられます。2 年後、まさに大山開山 1300 年をむかえる本町は、地域の特性を生かす観光振興にあたっては、100 年に 1 度の絶好のチャンスであります。こういったチャンスを本予算は含まれており、その表れでありますので、賛成の討論いたします。

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

○議員（10 番 近藤 大介君） はい、10 番、反対討論。

○議長（野口 俊明君） 原案に反対者の発言を許します。近藤大介君。

○議員（10 番 近藤 大介君） 反対の討論をいたします。行政の仕事は、最小の費用で最大の効果が得られるよう工夫して行われなければなりません。しかし、近頃の大山町ではそういう努力が少し欠けているように見受けられます。新年度の予算では、家庭保育支援給付金 900 万円が予算計上してあります。1 歳まで幼児を家庭で保育する世帯に毎月 3 万円、最大 30 万円が支給されます。確かに現金を受け取られる家庭では喜ばれることかと思えますけれども、それによってどういう成果が得られるのか、なぜ 3 万円なのか、事業の目的や必要性は定かではありません。3 歳未満で保育所の入所者が増えておりますけれども、先だって担当課で確認したところ、実は 1 歳未満での入所はあまりないそうです。ほとんどの児童が 1 歳の誕生月になってはじめて保育所に入所される。家庭保育推進のために経済的支援をするのであれば、1 歳になった以降の方がむしろ給付が必要になると考えられます。現状でもほとんどの世帯で 1 歳までは家庭で子育てがされているなかで、毎月 3 万円を支給することに一体どのような効果があると言えるのでしょうか。

この他、家庭保育支援給付以外にも、移住定住助成金として、大山町内に住居を新築された場合、最高 100 万円を給付する事業が予算化されています。これもたまたまこの 3、4 年のうちに家を建てる予定だった人には現金をもらって喜ばれるかと思えますけれども、大山町への移住定住を促すために補助金を出すのであれば、個人に対しての支給ではなく、例えば宅地開発や住宅建設をする業者の方に補助金を出し、消費者の方の購入価格を下げる形でやった方が業者の方の宣伝効果も期待でき、町外に対して大山町

の施策をPRする効果はより高くなると考えられます。

この他、国保の会計でも人間ドックの助成事業で公平、公正さに欠ける内容が提案されていたりもします。町民、国民の税金で仕事する行政において、公平、公正であること、効率的、効果的な業務を行うことの意識が薄れていってしまうことは、職員のモラルの低下を招き、いずれは腐敗の原因にもなります。町執行部はじめ大山町役場の職員のみなさんにおかれては、地方分権の時代にふさわしい意識改革をしっかりと行っていただきたい。よって安易な予算ばらまきが目立つ本年度の本予算に反対をいたします。

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 32 号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 32 号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで、休憩いたします。再開は 11 時といたします。休憩いたします。

午前 10 時 51 分休憩

----- . ----- . -----  
午前 11 時 01 分再開

#### 議案第 33 号

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。議案第 33 号 平成 28 年度大山町土地取得特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 33 号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 33 号は委員長の報告のとおり可決されました。

#### ----- . ----- . ----- 議案第 34 号

○議長（野口 俊明君） 議案第 34 号 平成 28 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

- 議員(4番 圓岡 伸夫君) 議長、4番。
- 議長(野口 俊明君) 討論がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。
- 議員(4番 圓岡 伸夫君) 議長、4番。
- 議長(野口 俊明君) 4番、圓岡伸夫君。
- 議員(4番 圓岡 伸夫君) この議案第34号に反対をいたします。平成28年2月19日現在の速報値では、滞納繰越分の収入未済額が2億9,385万円あります。まじめに一生懸命返済をされている方もおられますし、滞納対策室の方でも努力をされていることは非常に良くわかります。しかし、この約3億もの収入未済額に対し、償還期限の最終年度である平成33年度までにどのように解決されようとしているのか全く分かりませんので、この議案第34号に反対をいたします。
- 議長(野口 俊明君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。
- 議員(12番 吉原 美智恵君) 議長、12番。
- 議長(野口 俊明君) 12番、吉原美智恵君。
- 議員(12番 吉原 美智恵君) 私はこの予算に対して賛成の立場で討論をいたします。確かに税の公平性の観点からは徴収率の向上をめざすべきであります。しかしながら今の現状は、債権者、連帯保証人の高齢化、また相続による債務の分散化により困難を極めている状況であります。課としましても、面談や家庭訪問の回数を増やしたり、保証人からの徴収を積極的に行ったりといった努力をしております。その結果、何件かの完済者も現れております。引き続き、課には頑張っていただくことを要請しますが、予算については可としたいと思っております。以上で討論を終わります。
- 議長(野口 俊明君) 他に討論はありませんか。
- 議員(7番 大森 正治君) 議長、7番。
- 議長(野口 俊明君) 討論がありますので、原案に反対者の発言を許します。7番、大森正治君。
- 議員(7番 大森 正治君) 28年度住宅新築資金等貸付事業特別会計予算に反対をいたします。これは、同和地区の住環境改善のために行われた貸付事業でありますけれども、その実施過程において問題があったために、返済が困難になる方が生まれてきたわけです。そのために過年度分の滞納総額約3億円にもなっております。担当課は今年度保証人からの徴収を行うなど、解決に向けて努力をしているということを聞いておりますが、徴収の取り組みには大きな困難があります。特別な事情をもった本予算ではありますが、予算編成には私は疑問があります。歳入で貸付金元利収入、つまり徴収率は現年度分で調定額の66.8%を見込み、また、過年度分に至っては約3億円のわずか2.6%しか見込んでありません。私も債務者の生活実態については十分理解できるわけですが、このような予算の組み方は適正とはいえないというふうに思い、私はこのまま認めるわけには

いきませんので、反対といたします。

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 34 号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 34 号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 議案第 35 号

○議長（野口 俊明君） 議案第 35 号 平成 28 年度大山町開拓専用水道特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 35 号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 35 号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 議案第 36 号

○議長（野口 俊明君） 議案第 36 号 平成 28 年度大山町夕陽の丘神田特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 討論がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番、圓岡伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） この議案第 36 号に反対をいたします。今回の当初予算書では一般会計繰入金で 1,437 万 2,000 円が計上されています。昨年度決算では、利用者 5 万人の来場者という報告がありましたが、うち町内利用者は 4,724 人です。これで本当にこの施設が町民のためになっていると言えるのでしょうか。今回施設修繕料として

191万5,000円と備品購入費としてバンガローのエアコン代285万2,000円が計上されていますが、今後施設の老朽化のためにますます修繕料がかかることも予想されます。大規模改修工事も視野に入れた、長い目でみた施設の維持管理計画のない夕陽の丘神田特別会計に反対をいたします。

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 議案第37号

○議長（野口 俊明君） 議案第37号 平成28年度大山町簡易水道事業特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 議案第38号

○議長（野口 俊明君） 議案第38号 平成28年度大山町国民健康保険特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 討論がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 4番、圓岡伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） この議案第38号に反対をいたします。6月から大山診療所

で週に1回、人間ドックを主とした検診が始まりますが、これが本当に町民のためになるのでしょうか。腫瘍マーカーこそ今後検討すると言われましたが、婦人科検診はこれまでどおりの個別検診ですし、結果は後日郵送です。(……………議長が発言取り消しを命じた部分72字削除……………)個人負担の1万円は評価をしますが、町内の民間医療機関での人間ドック受診者数に制限を設けてまで、大山診療所で人間ドックをする意味がわかりません。(……………議長が発言取り消しを命じた部分56字削除……………)今すべきはこれまでの米子の医療機関も含め、今後、どういう体制で検診をすれば町民の福祉の向上につながるのかを考えるべきだと思いますので、この議案第38号に反対をいたします。

○町長(森田 増範君) 議長。

○議長(野口 俊明君) 森田町長。

○町長(森田 増範君) 休憩をお願いします。

○議長(野口 俊明君) 休憩します。失礼、討論に入っておりますので休憩はできません。次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員(8番 杉谷 洋一君) 8番。

○議長(野口 俊明君) 8番、杉谷洋一君。

○議員(8番 杉谷 洋一君) 私は次の診療所会計の方で圓岡さんが反対するので、そっちに出ようかなと思いましたが、急遽、大山町診療所問題が出ましたので、ここで賛成討論させてもらいます。

いつもマイナス思考でよく調べられて話題提供されております。圓岡さんは反対討論です。私はですね、いつもプラス思考をもっとうに心がけています、杉谷です。賛成討論を行います。よろしくをお願いします。今回診療所会計の赤字を解消して地域医療を存続するための地域住民の願いの予算でもあり、私たち議会も診療所の固定医確保と赤字から脱却をこれまで何度も執行部の方に言い続けてきました。

今回、このような形でこのあとの診療所会計予算が計上がなされ、人間ドックで診療所を存続させるための、私はある程度、診療所も考えた予算でも、次の予算でもあろうかと思えます。まだ結果が出ていない事業をどちらかといって難癖をつけることによつてですね、よりも、もっと赤字診療所を、圓岡さん、もっとこうしたら大山診療所はもっともっとうまくいくよとか、そういうですね、改革的な提言で反対されるならばですね、私は理解できますけども、〔「議題は国保会計ですよ」と呼ぶ者あり〕いいですがん、どちらも国保会計だで、今ここでいうのはいいがん、次に人間ドック、あんたもようやるがん時々。人のこといっとられっか。

○議長(野口 俊明君) まああの。

○議員(8番 杉谷 洋一君) それでですね、先ほど圓岡さんがおっしゃったですね、人

間ドック。私は主要検査はですね、血液検査で十分調べられます。別に大山だろがどこだろができます。それから人間ドックはですね、一人につき個人負担が1万円です。国保会計から3万2,3千円支出されています。国保税の個人負担が県内2番目の高額で、せめて町内の民間や診療所だけで行った方が、私は医療費効率が良いと思います。どうしてもですね、米子で受診希望されるならば、4万2,3千円払って、個人負担してですね、米子で受診されたらですね、後日郵送されて、あなたは精密検査を要するか、あるいは要観察かというはがきが来ます。これも大山町も同じことなんです。大山町は人間ドックが非常に悪いとかそういうような話、人間ドック米子のですね人間ドックを見とってですね、個人病院で行っています。どっちかといえぱですね、大山町の一般検診とあまり変わらない、また伯耆町もですね、この人間ドック5年ごとに行っています。本町の効率のよい医療会計、国保会計を目指すならば、私は今回のこの予算書はですね、素晴らしいものだというふうに思います。また、人間ドックの不備な点は、受診者の声を聞いて、次年度から考えるべきであると思います。まだ始まったばかりで何もまだ分かりません。私はですね、この圓岡さんは反対されたんですが、私はこの国保会計、賛成いたします。以上終わります。

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

○議員（1番 加藤 紀之君） 1番。

○議長（野口 俊明君） 討論があるようでありますので、次に原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

では次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（1番 加藤 紀之君） 1番。

○議長（野口 俊明君） 1番、加藤紀之君。

○議員（1番 加藤 紀之君） 私はこの会計に賛成の立場で討論をしたいと思います。前の2名の議員は若干話がそれてですね、診療所特別会計の人間ドックに関する話に話が寄ってしまいましたけれども、今回のですね、この国民健康保険特別会計の予算はですね、教育民生常任委員会の分科会の報告書にあるとおり、一般会計からの法定外繰入金はなく、基金の繰入金もなし、それから国保税も据え置きというまさに適正な予算だというふうに私は思っております。ですので賛成といたしたいと思います。

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

○議員（13番 岩井 美保子君） 議長、13番。

○議長（野口 俊明君） 討論がありますので、次に原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（13番 岩井 美保子君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 13番、岩井美保子君。

○議員(13番 岩井 美保子君) 特別会計の国民健康保険特別会計予算の議案でございますが、これに先ほどは圓岡議員が登場されて反対討論をされました。その中の文言がですね、私たち教育民生常任委員会で指摘いたしましたことを踏まえて、皆さんに賛成をいただいて委員長として報告を賛成の、可としたということを報告したわけですが、先ほどですね、圓岡議員が発言されました中に、これだけきちんとなった会計のことに(……議長が発言取り消しを命じた関連部分6字削除……)というような文言を入れられて発言をされました。これは、やはり診療所のことを交えて言われたからそういう言葉がでてきたのかもしれないかもしれませんが、(……議長が発言取り消しを命じた関連部分6字削除……)というようなあれではないと私思っておりますので、ここで取り消しなどしていただかないといけないじゃないかというような気がいたしまして、この議案には賛成の立場で討論をさせていただきます。

○議長(野口 俊明君) 他に討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(野口 俊明君) 先ほどの圓岡議員の発言についてですね、不穏当な言辞があったように思われますので、後刻記録を調査のうえ、措置いたします。

他に討論がないようでありますので、討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長(野口 俊明君) 起立多数です。したがって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。休憩はいいですか。

○町長(森田 増範君) 議長。

○議長(野口 俊明君) 森田町長。

○町長(森田 増範君) 発言よろしいでしょうか。

○議長(野口 俊明君) 発言を許します。

○町長(森田 増範君) 休憩の時間をいただいて・・

○議長(野口 俊明君) あ、まだ・・

[ 「休憩なってないですよ」と呼ぶ者あり ]

○議長(野口 俊明君) 休憩いたします。

午前11時18分休憩

----- . ----- . -----  
午前11時23分再開

議案第39号

○議長(野口 俊明君) 再開いたします。

次に、議案第39号 平成28年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算について、

討論を行います。討論はありませんか。

○議員(4番 圓岡 伸夫君) 議長、4番。

○議長(野口 俊明君) 討論がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。

○議員(4番 圓岡 伸夫君) 議長、4番。

○議長(野口 俊明君) 4番 圓岡 伸夫君。

○議員(4番 圓岡 伸夫君) この議案第39号に反対をいたします。一般会計でも述べたように特別会計でありながら、一般会計の歳入歳出と区別して経理のできていない名和診療所の電気代50万円には会計上の大きな問題があると言わざるをえないので、この議案第39号に反対をいたします。

○議長(野口 俊明君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員(8番 杉谷 洋一君) 8番。

○議長(野口 俊明君) 8番、杉谷洋一君。

○議員(8番 杉谷 洋一君) 私は賛成の立場で、討論をさせていただきます。先ほど圓岡議員に乘せられまして、人間ドックの話をちょっと先走ってしまいましたけども、今回人間ドックは前回やられて、これではないようです。ただ圓岡議員はですね、いつも定番のようにですね、福祉センターにある名和診療所の電気代うんぬんということがよく言われますけども、私はですね、ここに多額の費用をつけてメーターをつけたりする工事すること自体が無駄ではないかなというふうに思います。福祉センターなわも名和診療所も大山町の施設です。どれも本町の大山町の予算です。多額な工事費を使ってメーターをつける必要はないかと思えます。よって私は賛成といたします。終わります。

○議長(野口 俊明君) 他に討論はありませんか。

○議員(6番 米本 隆記君) 議長。

○議長(野口 俊明君) 討論がありますので、次に反対者の発言を許します。

○議長(野口 俊明君) 次に、賛成者の発言を許します。

○議員(6番 米本 隆記君) 議長、6番。

○議長(野口 俊明君) 6番、米本隆記君。

○議員(6番 米本 隆記君) 私はこの国民健康診療所特別会計、賛成の立場で討論をさせていただきます。議員のみなさん、執行部のみなさんご存じのように、昨年6月にですね、町民のみなさんからありました陳情を議会として採択いたしました。その時にですね、やはりこの診療所をどういうふうに経営を安定させるかということで出されたのが、今の大山診療所の健診センター化、ここで人間ドックを皆さん受けていただいて、収益性をちょっとでも上げてでも、収支を上げていこうという考え方でございます。

私は当時、考えには反対しました。ですが議会として賛成した以上はこの執行部の提案については、やはりある程度時期をおいて見ていく必要があると私は考えます。そのうえで再度考えればいいことだと思っております。よってこの提案につきましては、私

は賛成するものでございます。

それから圓岡議員はいつも名和の福祉センターの電気代のことを言われますが、反対反対とって、ではどうしたらいいかということは一言も言葉として出てきません。反対をするだけなら誰でもできます。じゃあどうするかということをはきちっと名言されて、それに実効性を持たせてできることがあるのか、そこをやっぱり議論するのがこの議会の場だと私は思っております。よって私はこの議案第 39 号、国民健康保険診療所特別会計に賛成の立場で討論させていただきます。みなさんよろしくお願いいたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（1 番 加藤 紀之君） 1 番。

○議長（野口 俊明君） 1 番、加藤紀之君。

○議員（1 番 加藤 紀之君） 私は賛成の立場で討論をさせていただきます。私が言いたい事の主な部分は先ほど米本議員が言われたとおりで、今年からですね、赤字改善のための経営改善策として、議会としても承認をした形だというふうに私は思っております。ですので、主な部分は米本議員とかぶるんですけども、今回私が一番言いたいことはですね、先ほど 38 号で圓岡議員がおっしゃいました、人間ドック、町内で行われている人間ドックは米子と比べれば（……議長が発言取り消しを命じた関連部分 6 字削除……）だという話が出ましたけれども、主要な検査は行われているものと伺っております。それで満足をされないのであれば、米子で受けられればよろしいと、そのように私は考えておりますので、お話をさせていただきました。以上です。

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 39 号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 39 号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 議案第 40 号

○議長（野口 俊明君） 議案第 40 号 平成 28 年度大山町後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 40 号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 40 号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 議案第 41 号

○議長（野口 俊明君） 議案第 41 号 平成 28 年度大山町介護保険特別会計予算について、討論を行います。討論はありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 41 号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 41 号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 議案第 42 号

○議長（野口 俊明君） 議案第 42 号 平成 28 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算について、討論を行います。討論はありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 42 号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 42 号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 議案第 43 号

○議長（野口 俊明君） 議案第 43 号 平成 28 年度大山町公共下水道事業特別会計予算について、討論を行います。討論はありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 43 号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 43 号は委員長報告のとおり可決されました。

----- . ----- . -----  
議案第 44 号

○議長（野口 俊明君） 議案第 44 号 平成 28 年度大山町風力発電事業特別会計予算について、討論を行います。討論はありますか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 討論がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） はい、議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番、圓岡伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） この議案第 44 号に反対をいたします。暮れから年始にかけて町内で民間事業者の風車の修繕工事が行われました。その時に工事関係者の方とお話をしました。言われたのは建ててから 10 年以上経った風車は、なにがあるか分からないので、1 基につき 1 億円以上の修繕積立金が必要だそうです。参考までに今回のクレーン車は青森県から来ていました。太空海号も 10 年経ちましたけれども、27 年度の見込みで約 2120 万円しかない積立金を早急に基金造成する必要があると思います。そういう措置をされていませので、この議案第 44 号に反対をいたします。

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（8 番 杉谷 洋一君） 8 番。

○議長（野口 俊明君） 8 番、杉谷洋一君。

○議員（8 番 杉谷 洋一君） この議案に対しては、圓岡議員は定番のように毎回、反対討論されます。私は賛成討論いたします。

この風力発電は旧名和町時代、環境保護活動のシンボルとして建設された施設です。この辺りでは自然エネルギーの先駆者的な存在で、その後民間の風力発電も、また他町村にも本町にもたくさんできました。風力ばかりではなく、太陽光発電もでき、本町は自然エネルギーの発祥の地的な存在ではないかなというふうに思います。予算書を見ると、先ほど圓岡議員がいろいろ心配されたんですけども、将来の解体積立や老朽化に備えた修繕や、雷などに備えた保険料も計上されています。売電収入はですね、これは風次第で、風が多く吹けば売電収入もたくさん上がってきます。吹かなければ下がります。この頃風もですね、大山町の売電収入のため、安定して太空海号もがんばって吹いておられます。圓岡議員が心配されているようなことは、私はちょっと意味がよくわかりません。もうちょっとどうすれば、じゃあ太空海号は、どうすればもっといいのか、効率のいい風力発電になるのかというような提案させていただき、今後についてはして

いただきたいなというふうに思います。私はこの予算は賛成といたします。終わります。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 44 号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 44 号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 議案第 45 号

○議長（野口 俊明君） 議案第 45 号 平成 28 年度大山町温泉事業特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 45 号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 45 号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 議案第 46 号

○議長（野口 俊明君） 議案第 46 号 平成 28 年度大山町宅地造成事業特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 46 号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 46 号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 議案第 47 号

○議長（野口 俊明君） 議案第 47 号 平成 28 年度大山町索道事業特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 47 号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 47 号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 議案第 48 号

○議長（野口 俊明君） 議案第 48 号 平成 28 年度大山町水道事業(…発言取り消しされた部分 2 字削除…)会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 48 号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 48 号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（野口 俊明君） 訂正いたします。先ほど議案第 48 号 平成 28 年度大山町水道事業特別会計予算ということで私は皆さんに口述いたしました、これは誤りでして、議案第 48 号は、平成 28 年度大山町水道事業会計予算ということで、特別は削除いたします。よろしく願いいたします。

---

#### 日程第 36 議案第 63 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 36、議案第 63 号 平成 27 年度大山町一般会計補正予算（第 10 号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） ただいま上程いただきました、議案第 63 号、平成 27 年度大山町一般会計補正予算（第 10 号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、西部広域行政管理組合負担金を増額する必要が生じたことなどにより、既定予算の補正を、追加提案をし、本議会の議決を求めるものでございます。

この補正予算第 10 号は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 2,970 万円を減額

し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 115 億 5,600 万 4,000 円とするものであります。

次に、第 1 表を歳入から各款をおって主なものにつきましてご説明を申し上げます。

第 55 款国庫支出金は、地方創生加速化交付金の内示により、2,470 万円減額いたしております。

第 70 款寄附金は、実績見込みにより、ふるさと応援寄附金を 500 万円減額いたしております。

次に歳出につきまして、主なものについて、ご説明を申し上げます。

第 45 款消防費第 5 項消防費の常備消防費で西部広域行政管理組合負担金を 605 万 8,000 円追加いたしております。西部広域行政管理組合負担金につきましては、第 10 款総務費の第 5 項総務管理費、第 20 款衛生費の第 5 項保健衛生費及び第 10 項清掃費におきましても、実績により合計で 1,300 万 8,000 円を減額いたしているところでありま

す。

次に、地方創生加速化交付金事業につきましては、国の内示により、第 30 款農林水産業費第 5 項農業費の農業振興費で 1,032 万円、第 35 款商工費第 5 項の商工費の観光費で 900 万円それぞれ減額いたしております。その他で第 10 款総務費の第 5 項総務管理費の一般管理費で、ふるさと応援寄附金積立金 500 万円の減額、予備費を 157 万円追加いたしているところでありま

す。

次に、予算書 3 ページの第 2 表繰越明許費補正であります。町指定ごみ袋購入事業 183 万 6,000 円を追加、地方創生加速化交付金事業 農業振興費分、これの限度額を 1,032 万円から 0 円に変更いたしているところでありま

す。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（9 番 野口 昌作君） 議長、9 番。

○議長（野口 俊明君） 9 番、野口昌作君。

○議員（9 番 野口 昌作君） 3 ページの繰越明許費の補正でございますが、この中で農林水産業費が 1,032 万のですね減額ということになっております。繰越明許がですね。これはまあ、地方創生の関係でございますけれども、これがどのような影響があってくるのか、これがあることによってですね、大山町の農業をこういふことにするんだというような考え方があったと思いますが、これが無くなることによってですね、どのような影響が出てくるかということをお尋ねいたします。

それからですね、4 ページのふるさと基金の積立金がございますが、ここの中で、500 万円の基金の積み立てを取りやめということになるわけでございますが、これについてはですね、いろいろと積み立てて何にどうしようかというような考え方があったっ

てないかと思っておりますけれども、それらについてですね、この 500 万円落とすことによって

どのような考え方、影響がでてくるかということをお尋ねいたします。

それから5ページの観光費のなかの900万円の減額の方でございますけども、同名のよしみでつながる知名度向上の方でございますが、これが900万円落としてですね、いくらかの金額はそのままあるというようなこともちょっと承ったわけでございますが、地方創生の関係でこれが落ちる、しかしいくらか残すというようなことがありましたが、その辺をどうというような形でこれが残っていくのか、どういう事業をやられるかということをお伺いいたします。よろしくお願いたします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 野口議員より3点質問をいただきました。それぞれ担当よりお答えをさせていただきます。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） まずふるさと応援基金の500万の減額ですけれども、これにつきましては寄附金でいただいたものを積み立てるということにしておりますので、直接的にこれで減額の影響で事業ができる、できないではないというふうに考えております。基金の方はですね、条例の方で町の環境とか教育とかですね、ものに充てるということになりますので、いただいた基金を積み立てて、それをその該当項目の方に充てていくという形になりますので、ここで具体的に500万円をどう使うかというものを考えているわけではございません。

○農林水産課長（山下 一郎君） 議長、農林水産課長。

○議長（野口 俊明君） 山下農林水産課長。

○農林水産課長（山下 一郎君） 3ページのなかで、繰越明許を1,032万今回減額をして0にするということについての影響はということでございました。5ページの方に歳出の関係で、1,032万の減額の内訳についてそれぞれ計上させていただいたところでございますけども、具体的には今現在、協力隊のみなさんが農業研修をやっていることについて、関わる予算ということで、予算計上しておりましたけども、これだけの部分について、影響の部分については、極力少なくしていこうという思いでおりますので、また改めまして新年度予算のなかで、補正できるものは補正をしていこうという考え方は持っておりますけども、現時点では空き家の関係の修繕だとか、そういうものについては、ちょっと今回対応できないのかなということは思っておりますけども、他の研修費用そういったものについては、また6月補正等で対応できるものはしていきたいということで、なるべく協力隊の皆さんの活動に影響がでないような形でやっていきたいということでございます。以上です。

○地方創生本部事務局長（福留 弘明君） 議長、地方創生本部事務局長。

○議長（野口 俊明君） 福留地方創生本部事務局長。

○地方創生本部事務局長（福留 弘明君） 失礼いたします。もう1点の同名のよしみでつながる知名度向上推進事業、これにつきましてでございます。今回国の内示額では0査定でございましたので、今回の補正予算におきまして全額減額とさせていただくということでございます。そして、平成28年度当初予算におきまして、同種の事業を一般財源によりまして、300万円の予算計上をお願いをしたということでございまして、今後はこの既計上済みの300万円を基礎にいたしまして、連携事業で考えておりました神奈川県内の3つの市と今後の取扱いにつきまして協議をしたうえで、具体的な取り組み事業内容等を決定していくことになろうかと考えております。以上です。

○議員（9番 野口 昌作君） 議長、9番。

○議長（野口 俊明君） 野口昌作君。

○議員（9番 野口 昌作君） 観光費の関係でですね、今、これから検討をされるということでしたが、いつ頃を目途に検討されることになるのでしょうか。その辺ちょっと伺います。

○地方創生本部事務局長（福留 弘明君） 議長、地方創生本部事務局長。

○議長（野口 俊明君） 福留地方創生本部事務局長。

○地方創生本部事務局長（福留 弘明君） 続いてお答えいたします。具体的にいつまでという線は引いておりませんが、すでに各市の担当レベルでは事業内容の協議をそれぞれの自治体内部で着手をしていただいておりますので、早い機会のうちに事業方針は定められるものと思います。場合によってはまた次の機会にご報告等をさせていただくことになろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議員（9番 野口 昌作君） 分かりました。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第63号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第37 議案第64号

○議長（野口 俊明君） 日程第37、議案第64号 教育委員会委員の任命についてを議

題とします。提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長(森田 増範君) はい、議長。

○議長(野口 俊明君) 森田町長。

○町長(森田 増範君) 議案第 64 号 教育委員会委員の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、大山町豊成 763 番地 1、林原浩子さんを大山町教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条 第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

林原さんは、写真館勤務のかたわら 3 人のお子さんを養育しておられます。平成 15 年度に光徳保育所の保護者会長兼名和町保育所連合会保護者会長を務められて以降、旧光徳小学校、名和小学校、名和中学校の P T A 役員を歴任されるなど、教育に高い関心を持たれ、熱心に活動してこられました。そして、平成 24 年 4 月 1 日から保護者委員として大山町教育委員会委員に任命され、ご活躍をいただいているところであります。

平成 28 年 3 月 31 日をもって任期満了となりますが、人格・見識とも適任と考えますので、再任にご同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくお願います。

○議長(野口 俊明君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(野口 俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(野口 俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 64 号を採決します。お諮りします。本件は、同意することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長(野口 俊明君) 起立多数です。したがって、議案第 64 号は同意することに決定いたしました。

ここで休憩をいたします。再開につきましては、午後 2 時といたします。午後 1 時から議員のみなさんは全員協議会を開会いたしますので、図書室にご集合ください。休憩いたします。

午前 11 時 59 分 休憩

午後 2 時 00 分 再開

日程第 38 諮問第 1 号 ~ 日程第 39 諮問第 2 号

○議長(野口 俊明君) 再開いたします。

午前中の会議のなかでもいろいろ発言者以外のいわゆる野次発言がございました。各

定例会のときをお願いしておるわけでありますが、ぜひ議員の皆さんたった 16 人でありますので、控えていただきますようによろしくお願いいたします。それでは再開いたします。

日程第 38、諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてと、日程第 39、諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを一括議題とします。提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、ご説明を申し上げます。

本案は、任期満了となります人権擁護委員について検討の結果、ふたたび金田千義さんを推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

金田さんは、長年にわたり鳥取県立米子工業高校に勤務され、退職後は、平成 15 年から名和町人権教育推進員として、また、合併後におきましても引き続き、本町の人権教育推進員としてご指導を賜りました。平成 22 年からは人権交流センター所長、中山ふれあいセンター館長の要職を務めていただき、平成 24 年 3 月の退職まで大変ご尽力いただいたところであります。また、人権擁護委員は 3 期 9 年間の実績と経験があり、その他にも日本赤十字社奉仕団の要職に就かれ、各種ボランティア活動に従事するなど人権擁護に対する見識に富んでおられる方でありまして、適任と考え推薦するものでございます。

なお発令期間は、平成 28 年 7 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日までの任期 3 年の予定でございます。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、説明を申し上げます。

本案は、任期満了となります人権擁護委員について検討の結果、ふたたび小西廣子さんを推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

小西さんは、昭和 42 年に名和町役場職員に採用され、合併後は中山支所福祉課長、大山支所住民課長、そして住民生活課長の要職を務められ、平成 22 年 3 月に定年退職されました。また、人権擁護委員として 2 期 6 年間の実績と経験があり、人格・見識ともに高く、社会の実情にも通じており、適任と考え推薦するものでございます。

なお発令期間は、平成 28 年 7 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日までの任期 3 年の予定でございます。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

---

#### 諮問第1号

○議長（野口 俊明君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから諮問第1号を採決します。お諮りします。本諮問は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、諮問第1号については同意することに決定しました。

---

#### 諮問第2号

○議長（野口 俊明君） 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから諮問第2号を採決します。お諮りします。本諮問は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、諮問第2号については同意することに決定しました。

---

#### 日程第40 請願第1号

○議長（野口 俊明君） 日程第40、請願第1号 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願を議題とします。審査結果の報告を求めます。経済建設常任委員長 遠藤幸子君。

○経済建設常任委員長（遠藤 幸子君） ただいま議題となりました、請願第1号 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願について、経済建設常任委員会で3月14日に委員全員の5人で審査いたしましたので、審査結果の報告をいたします。

TPP、環太平洋パートナーシップ協定は、大筋合意されましたが、請願の内容をみ

ると、国内全般の問題を提議しています。委員会としては、県内、取り分け町内の具体的な農業問題を検討する意見書にすべきとしました。

採決の結果、採択 1、不採択 3 で不採択すべきものと決しました。

以上で、審査結果の報告を終わります。

○議長（野口 俊明君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（7 番 大森 正治君） 議長、7 番。

○議長（野口 俊明君） 7 番、大森正治君。

○議員（7 番 大森 正治君） この請願についてですね、中身 T P P 協定のさまざまな問題点がある。とりわけ農業問題については大きな問題があるわけですが、そのところだけを農業問題だけを取り出せばいいじゃないかということになったようですけど、なぜその他の問題についてもかなりありますよね、食の安全とかその他医療、保険等あるわけですが、なぜそこは問題にしなくてもいいということになったのかお聞きしたいと思いますが。

○議長（野口 俊明君） 経済建設常任委員長 遠藤幸子君。

○経済建設常任委員長（遠藤 幸子君） ここでいいんですか。

○議長（野口 俊明君） はい。

○経済建設常任委員長（遠藤 幸子君） 委員会のなかでいろいろ話しましたが、やはり町内にとって何が一番大切かというところに重きを置いて話し合いをした結果がこういう結果になりました。

○議員（7 番 大森 正治君） はい。

○議長（野口 俊明君） 大森正治君。

○議員（7 番 大森 正治君） たしかに農業、我が町にとっては重要な問題なんです、その他の問題もですね、食の安全も医療も保険もそれから労働問題も、全て町民に関わってくる重要な問題だというふうに私は認識しているわけですが、その点でもうちょっとその根拠がよく分からないなというふうに思いますけども。その他のところではどういう論議がなされたのかなと思います、いかがでしょうかね。

○経済建設常任委員長（遠藤 幸子君） 副委員長、答弁できますか。

○議員（11 番 西尾 寿博君） 議長、11 番。

○議長（野口 俊明君） 今、遠藤委員長にたいするあれで答弁をされる方。遠藤経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（遠藤 幸子君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 遠藤経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（遠藤 幸子君） 答弁を、どちら、西尾議員の方に答弁をお願いしたいと思います。

○経済建設常任委員（11番 西尾 寿博） 議長、11番。

○議長（野口 俊明君） 西尾経済建設常任委員。

○経済建設常任委員（西尾 寿博君） 今日本が置かれている立場というのがですね、自由貿易立国ということで、いろいろな国と今貿易をやっているわけですが、その枠組みの中に入らないということであれば、国全体として貿易立国である日本もダメになるんでないだろうかというような話も、実はあったりしてます。その中でプラス面、マイナス面いろいろあるなかで、じゃあ大山町におかれている、あるいは鳥取県におかれている立場として、農業問題の中で、農業を大事にしていくということの中で意見書を出せばというような結論に達したということでもあります。以上です。

○議員（7番 大森 正治君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 大森正治君。

○議員（7番 大森 正治君） ということは、このTPP協定は自由貿易の観点から認めるところがあるということで、これを認めたくえで農業問題は問題があるので別な形で出すということになったということでしょうか。

○議長（野口 俊明君） 遠藤経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（遠藤 幸子君） はい、議長。そういう内容のとおりです。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（7番 大森 正治君） 議長、7番。

○議長（野口 俊明君） 討論がありますので、最初にこの請願に対する委員長報告は不採択でありますので、この請願に対してまず賛成者の発言を許します。ありませんか。

○議員（7番 大森 正治君） はい。賛成討論。

○議長（野口 俊明君） 大森正治君。

○議員（7番 大森 正治君） 先ほど質疑を聞いておまして、ちょっと矛盾するなというふうに思いました。TPP協定、自由貿易を進めるうえで必要だと、だから基本的に賛成ということになれば、今問題にされている農業に対して大きな問題があると、本県においても、もちろん全国もですが。町内においても打撃を受けるのは農業だという視点に立ってらっしゃると思うんですけども、そうすれば入っちゃえば、その農業そのものが打撃をうけて、町内の農業というのが壊滅するかもしれないということになるわけですよね。そうすれば大きな矛盾だなというふうに思いますので、私はやっぱりこのTPP協定に入らない、批准しないということが国内の、県内の、そして大山町の農業を守っていくということになると思いますので、そういう視点でこの請願に賛成討論をしたいと思いますが、今少し述べさせていただきたいと思います。

このTPP協定、内容はもちろんですけども、その経過においても問題だらけだというふうに思います。交渉中も秘密主義で、私たち国民には本当に明らかにされないまま進んでいっておいりました。それから大筋合意後も、大筋合意ってというのがまったくせもんなんですけども、無理やり合意したっていう感じもあると思いますが、この後も国会にその全容が明らかにされないと、そのまま批准を既定事実のようにこうTPP対策として政府は補正予算を決定してしまったという経過もあります。そして、10月に大筋合意をしておりながら、この膨大な協定書と付属書があったんですけども、それを2月2日になってやっと公表したということもありますし、そうすれば国会のなかでも精査する時間が保障されないまま、この国会での批准になだれ込もうとしているような、そういう強い印象も受けます。そういう経過にも問題があっております。これだけ重大な問題をなんで十分な論議がなされるような環境を作らなかったのかというね、ありますし。それから協定の内容面でもどうかといいますと、農業分野が一番大きな問題だろうとは思いますが、ですからその部分では公表されているいろいろと論議もあっていると思うんですけども、米、麦、牛肉、豚肉、それから乳製品、砂糖、でんぷん、このいわゆる農産物重要5品目というふうによんでおりましたが、これでさえもですね、3割の品目で関税撤廃を約束しちゃったと、大幅譲歩をしたということですよ。これはですね、国会決議にあります、農産物の重要5品目については、除外または再協議の対象とすることということがあるわけですが、明らかにこの国会決議にも違反しているということが言えるわけですよ。またあの、ブロッコリーなど、大山町ブロッコリーほんとにねえ、重要な野菜なわけですけども、たくさん作っておられまして、そういう野菜とか果物などの重要5品目以外の農産物についてもですね、98%の品目が関税撤廃されるということになったということですから、これではですね、食料自給率、今ももっと上げなければならないということを政府自身も言っておきながら、この自給率がさらに下がることにもなるでしょうし、日本の農業はいよいよ危機に瀕すると、本当に立ちいかななくなるという恐れが出てきてしまうということも十分考えられます。それからですね、農業問題だけでなく、またこの関税だけではなくて、食の安全、これについても非常に危惧されております。詳しく述べる時間もないですが、例えばポストハーベストの問題がずっと以前からありますけども、そういう農薬にまみれた食品がさらに入ってくる、それを検疫で、税関で検査しなきゃならないんですが、そこもなんかすごく短時間で48時間以内でやってしまおうということの取り決めがあったんですけども、そうすればますますその検疫ができなくなって、食の安全が脅かされる危険性が高まってくるということがあるわけです。それから医療とか保険の問題も以前から言われておりますよね。皆保険を、日本のすばらしい制度である皆保険を崩すことになる。それから雇用のルールなど、そういうものが変更されるんですけども、その中身を政府の方は明らかにしてなかなかおりませんので、今一概に言えませんが、でもそれらの影響というのは非

常に心配されるわけです。ところでですね、アメリカの方ではどうかといいますと、このTPP協定に反対する意見、論調が出てきているということを知っています。今アメリカでは大統領選挙がたけなわですけども、その候補者のほとんどが反対を表明しているという実態もあるそうですし、またですね、最近ではノーベル経済学賞を受賞した世界的な著名な経済学者もですね、こういってるそうです。TPPについて、米国での効果はほとんどなく、米国議会で批准されないだろうという見方を示しているという点があるわけです。アメリカが中心になって、アメリカの利益のためにやっているのかなと思ったら、違う。アメリカの中でさえも反対があると、そういう中でなんで日本ではね、安倍政権が国会での批准を急いでいるのか、前のめりになっているのか私も分かりません。急ぐ必要ないというふうに思います。多くの農業者はTPP協定に不安を感じておられます。そして、この農業が基幹産業の大山町でも農業を守らなきゃならないということも、みんなが一致するところであるわけです。そのために、このTPPに対する対策を求めることよりもですね、対策を求めることよりも今はまずこのTPP協定の批准をしないということを目指すのが先決ではないでしょうか。そのことを私は強く思うんです。国会ではですね、昨日、特別委員会が設けられて、本格的な審議が始まるわけです。これから4月、5月と。このタイミングに合わせてね、やっぱりTPPの批准をするなというこの請願をですね、採択するということは非常に意義が大きいと思うんですよね。やっぱりそれが農業者のみなさんの、多くのそして国民のみなさんの心にね寄り添うことになるんじゃないかなというふうに私は思いますので、ぜひこれは、この請願を採択していただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（野口 俊明君） 次に、この請願に対して反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（8番 杉谷 洋一君） はい、議長、8番。

○議長（野口 俊明君） 8番、杉谷洋一君。

○議員（8番 杉谷 洋一君） 私は反対討論いたします。この意見書は理解できる部分もありますが、全体的には私の意にそぐいませぬので反対します。大筋合意の環太平洋パートナーシップ協定は大きな経済圏を構築協定である。どこの国も自国を守るための駆け引きを繰り返しながら、ようやく足並みがそろって合意ができた。我が国も世界の中の1国であるならば、自国のことばかりを主張したでは、全体の足並みはそろいませぬ。交渉の中でもいろいろ我が国も他国に理解してもらうような主張もしながら、交渉してきましたが、確かに言われるように、全てが満足する結果ではありません。我が国は、世界の中でも先進国です。また常識のある国です。国家です。世界の中にはですね、自国だけでこの地球が回っているというような考えをもったわがままな国も見受けられます。我が国は先進国として常識があるならば、多少のことは譲歩しなければならぬ、一人よがりの国では世界秩序も保てない。私は日本の農業政策については疑問を感じ、

不信感は持っております。地域の基盤産業である農林水産業の安定のために国の十分な審議を期待したい。さきほど大森議員が昨日から始まったとか、国会が。しっかりその中ですね審議をしてもらいたい。国のことは国会議員、県のことは県議員で、町のことは町議員が責任もって審議すべきであると思います。よく私たちは議員報告会でよく聞くことにですね、大山町議会を見ていると、テレビで見ていると、国のことに対し、陳情、請願に時間をかけすぎている。国のことは国会議員を信頼して任せて、あなたたちはもっと町内の、町議員としての、しっかり取り組んでほしいというような声も聞きます。今回のT P Pの意見書の提出先が、私は衆参議長あてだけでは、本当に農業のことを本当に重んじられてとは思いません。真に農業を考えるのならば、本当に担当大臣にも意見書を、この部分があってもいいのではなかったかなというふうに思います。私はこの意見書は政党の思惑が感じられ、反対といたします。以上です。よろしくお願ひします。

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 討論があるということでもありますんで、この請願に対する賛成者の発言を許します。ありませんか。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 4番。

○議長（野口 俊明君） 4番、圓岡伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） この請願は採択すべきものだと思います。国会決議は衆参両院の農林水産委員会が決めたものです。その内容は米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生可能となるよう除外または再協議の対象とすること。10年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め認めないことなどです。これに反し、日米協議などで米の輸入枠の拡大や牛肉や豚肉の関税引き下げなど、この決議から逸脱する内容が報道されています。これが事実であれば、これは明らかな国会決議違反ではないでしょうか。今すべきは被害を抑えるための条件闘争ではなく、請願項目でもあるように国会決議は国民との約束です。国会決議に違反するT P P協定の批准は行うべきではないと思いますので、この請願は採択すべきものだと思います。

○議長（野口 俊明君） 次に、この請願に対して反対者の発言を許します。ありませんか。

○議員（3番 大杖 正彦君） 議長、3番。

○議長（野口 俊明君） 3番、大杖正彦君。

○議員（3番 大杖 正彦君） 私はこのT P Pの請願審査について、申請について反対の立場でお話し、討論したいと思います。いろいろな詳しい、このいきさつについては、今まで議員のなかからありましたので、私の反対の結論だけ言わせてもらいます。いろ

いろ諸々の国内全体のこのT P Pの協定についての問題については話されたとおりですが、その点については国会でですね、国全体のことを十分これからも審議を期待します。ここです、先ほど杉谷議員も言われたように、地方は地方で何を求めるかということに、もっとポイント、的を絞るべきだと思います。申し上げたいのは、意見書にとどめたところはですね、ここの町内で問題となる農業問題に対しての保護、どこまで保護されるか、いわゆるセーフティネットというような対応について、十分に審議してもらうような意見書で十分であるというふうに考えますので反対の討論といたします。

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから請願第1号を採決します。この請願に対する委員長報告は不採択でありますので、原案に対して採決します。この請願を採択することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立少数です。したがって、請願第1号は、不採択とすることに決定しました。

---

#### 日程第41 請願第2号

○議長（野口 俊明君） 日程第41、請願第2号 町の機関における行政書士法の遵守徹底による窓口業務の適正化に関する請願書を議題とします。審査結果の報告を求めます。総務常任委員長 吉原 美智恵君。

○総務常任委員長（吉原 美智恵君） ただいま議題となりました、請願第2号 町の機関における行政書士法の遵守徹底による窓口業務の適正化に関する請願書について、総務常任委員会で3月9日に委員全員5人で審査いたしましたので、審査結果の報告をいたします。

非行政書士（無資格者）の不当な書類作成と提出行為の排除について、行政機関は配慮する必要があります。

採決の結果、全会一致で採択とすべきものと決しました。

以上で、審査結果の報告を終わります。

○議長（野口 俊明君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから請願第2

号を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、請願第2号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

#### 日程第42 陳情第1号

○議長（野口 俊明君） 日程第42、陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書を議題とします。審査結果の報告を求めます。経済建設常任委員長 遠藤 幸子君。

○経済建設常任委員長（遠藤 幸子君） ただいま議題となりました、陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について、経済建設常任委員会で3月14日に委員全員の5人で審査いたしましたので、審査結果の報告をいたします。

景気を上向かせるためには、労働者の賃金の引き上げによる家計の改善と日本経済を支える中小企業の経営安定が必要であります。そのために、最低賃金の引き上げ、中小企業への経営支援策の拡充を求めます。

採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で、審査結果の報告を終わります。

○議長（野口 俊明君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第1号を採決します。この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情は委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、陳情第1号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

#### 日程第43 陳情第2号

○議長（野口 俊明君） 日程第43、陳情第2号 精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書提出に関する陳情書を議題とします。審査結果の報告を求めます。

教育民生常任委員長 岩井 美保子君。

○教育民生常任委員長（岩井 美保子君） ただいま議題となりました、陳情第2号 精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書提出に関する陳情書について、教育民生常任委員会で3月14日に委員全員の6人で審査いたしましたので、審査結果の報告をいたします。

障害者差別解消法の施行を目前にした時であり、さらにすでに対応されている鉄道、バス会社等も全国的には3割を超すという情報もあります。一方民間会社に求めていくものである以上、慎重に対処すべきとの意見もありました。

採決の結果、採択4、継続1で採択すべきものと決しました。以上で審査結果の報告を終わります。

○議長（野口 俊明君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第2号を採決します。この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情は委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、陳情第2号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

#### 日程第44 発議案第1号

○議長（野口 俊明君） 日程第44、発議案第1号 地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。経済建設常任委員長 遠藤 幸子君。

○経済建設常任委員長（遠藤 幸子君） ただいま議題となりました、発議案第1号 地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について、提案理由のご説明をいたします。

平成28年3月3日に経済建設常任委員会に付託された本陳情について審査した結果、採択すべきものと決したので、ここに意見書の提出を発議するものであります。

それでは、意見書を朗読いたします。

地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書。

労働者の4割が非正規雇用、4人に1人が年収200万円以下のワーキング・プアとなり、平均賃金は2000年に比べ15%も目減りしている。世界にも例のない賃金の下落が、消費低迷、生産縮小、雇用破壊と貧困の拡大を招いており、政府が賃上げによる経済の好循環をめざすことは理論的には正しい。

2015年の地域別最低賃金は、最高の東京で時給907円、鳥取県は最も低い693円に過ぎず、フルタイムで働いても年収120万～150万円では、人間らしいまともな暮らしはできない。また地域間格差も大きく、本県と東京では、同じ仕事をして時給で214円も格差があるため、若い労働者の県外流出を招いてしまっている。

安倍首相は、昨年11月の経済財政諮問会議で最低賃金を毎年3%程度引き上げて、加重平均で、1,000円をめざすと述べ、GDPにふさわしい最低賃金にするとして、現在の最低賃金の水準の低さを認めた。しかし、2010年の雇用戦略対話ではできる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1,000円を目指すとした政労使合意が成立している。毎年3%程度では、雇用戦略対話での合意を先延ばしし、格差と貧困の解消を遅らせるだけである。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は低水準と地域格差が特異点であり、先進諸国のグローバル・スタンダードに近づけるためには、最低賃金の地域間格差の是正・全国一律への改正と金額の大幅な引き上げが必要である。“最低賃金1,000円以上”は、中小企業には支払いが困難との意見もあるが、欧州の先進諸国の最低賃金は、購買力平価換算で時間額1,000円以上、月額約20万円以上が普通である。高い水準の最低賃金が労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える経済を成り立たせている。そのために、政府が率先して大規模な中小企業支援策を講じて最低賃金引き上げを支えている。日本でも、中小企業への支援策を拡充しながら、最低賃金を引き上げる必要がある。生活できる水準の最低賃金を確立し、それを基軸として生活保護基準、年金、農民の自家労賃、下請け単価、家内工賃、税金の課税最低限度等を整備すれば、誰もが安心して暮らせ、不況に強い社会をつくることができる。

以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

1. 政府は、ワーキング・プアをなくすため、最低賃金をすぐに1,000円以上に引き上げること。
2. 政府は、全国一律最低賃金制度の確立等、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
3. 政府は、中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度を実現すること。
4. 政府は、中小企業に対する代金の買い叩きや支払い遅延等をなくすため、中小企

業憲章をふまえて、中小企業基本法、下請二法、独占禁止法を改正すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 3 月 25 日、鳥取県大山町議会議長 野口 俊明。

宛先は、衆議院議長 大島 理森様、参議院議長 山崎 正昭様、内閣総理大臣 安倍 晋三様、厚生労働大臣 塩崎 恭久様。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（野口 俊明君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議案第 1 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、発議案第 1 号は、原案のとおり可決されました

---

#### 日程第 45 発議案第 2 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 45、発議案第 2 号 精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書の提出についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。教育民生常任委員長 岩井 美保子君。

○教育民生常任委員長（岩井 美保子君） 精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書。

憲法第 14 条は「法の下での平等」を謳い、国連の障害者権利条約第 4 条は「この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること」と明記している。障害者基本法が改正され、精神障がい者も「障がい者」と規定された。障害者差別解消法が平成 28 年 4 月から施行される時期でもある。身体・知的障がい者に適用されている交通運賃割引制度から精神障がい者を除外することは、憲法・条約・国内法の理念や条文にも反している。よって、国におかれては、精神障がい者も身体・知的障がい者と同等に、鉄道・バス会社等の交通運賃割引制度の適用対象になるよう要望するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 28 年 3 月 25 日、鳥取県大山町議会議長 野口俊明。

宛先は、内閣総理大臣 安倍晋三様、厚生労働大臣 塩崎恭久様、国土交通大臣 石井啓一様、衆議院議長 大島理森様、衆議院議長 山崎正昭様。以上でございます。

大変失礼いたしました。読み間違いをいたしておりましたのでございますので、最後の参議院議長 山崎正昭様でございました。どうも大変失礼をいたしました。

○議長（野口 俊明君） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議案第2号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、発議案第2号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第46 発議案第3号

○議長（野口 俊明君） 日程第46、発議案第3号 T P P協定が農業等に及ぼす影響に対しその内容及び対策を求める意見書の提出についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。経済建設常任委員長 遠藤 幸子君。

○経済建設常任委員長（遠藤 幸子君） ただいま議題となりました、発議案第3号 T P P協定が農業等に及ぼす影響に対しその内容及び対策を求める意見書の提出について、提案理由のご説明をいたします。

T P P（環太平洋パートナーシップ）協定は、アジア太平洋地域の成長を十分に取り込むために必要な枠組みであると認識していますが、それが農業をはじめとする諸産業の犠牲の上に成り立つということがあってはなりません。今般の合意において、県内農家への多大な減収などの影響が推測されます。そういったことを鑑み、国はT P P協定が農家や関連産業に与える影響を速やかに公表し、また本町の基幹作物でもある米、ブロッコリー、畜産等の重要農産5品目の生産維持の確保が必要と考えます。よって国において衆参両院における決議を遵守したものになっているかどうか、審議を十分に尽くし、農業の存続を確保されることを強く求めることに決したので、ここに意見書の提出を發議するものであります。それでは、意見書を朗読いたします。

T P P協定が農業等に及ぼす影響に対しその内容及び対策を求める意見書。

T P P（環太平洋パートナーシップ）協定は、アジア太平洋地域の成長を十分に取り込むために必要な枠組みであると認識しているが、それが農業を始めとする諸産業の犠牲の上に成り立つということがあってはならない。まして本町の基幹産業である農業のみならず幅広い分野に多大な影響を及ぼすことが懸念される。今般の合意において、鳥

取県農林水産部の県内影響について想定された資料を抜粋すると、米については、国内需要量減少が続く中、長期的には主食用米の価格低下につながり、特に系統販売中心の農家への影響が懸念される。ブロッコリーは、輸入品の大半を占める米国産に対して、県産葉つきブロッコリーなど鮮度面での差別化は図られているが、加工用需要に米国産が流れ、国内産全体の価格低下につながりかねない。また畜産については、価格競争力の高い北海道の生乳が本州以南に流入増加するなど県内農家への多大な減収などの影響が推測される。そういったことを鑑み、国はTPP協定が農家や関連産業に与える影響を速やかに公表し、また本町の基幹作物でもある米、ブロッコリー、畜産等の重要農産5品目の生産維持の確保が必要と考える。よって国においては、衆参両院における決議を遵守したものになっているかどうか、審議を十分に尽くし、農業の存続を確保されることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月25日、鳥取県大山町議会議長 野口 俊明。

宛先は、衆議院議長 大島 理森 様、参議院議長 山崎 正昭様、内閣総理大臣 安倍 晋三様、財務大臣 麻生 太郎様、外務大臣 岸田 文雄様、農林水産大臣 森山 裕様、経済財政政策担当大臣 石原 伸晃様。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（野口 俊明君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議案第3号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、発議案第3号は、原案のとおり可決されました。ここで休憩いたします。再開は15時30分といたします。3時30分といたします。休憩いたします。

午後3時20分休憩

午後3時44分再開

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。

議長より報告いたします。議案第38号の討論の際に発言者であります圓岡伸夫議員の発言中、一部不適當と認められる発言がありました。地方自治法第129条の規定によ

ります議長の秩序保持権に基づき、発言の取り消しを命じましたので、ご報告いたします。発言の取り消しを命じた内容については、お手元に配布のとおりであります。以上です。

---

#### 日程第 47 議員派遣について

○議長（野口 俊明君） 日程第 47、議員派遣についてを議題にします。会議規則第 127 条の規定により、お手元に配布していますとおり、4 月から 5 月に行う予定の議会主催の「議員と語る」に全議員を派遣するものであります。お諮りします。議員派遣をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣をすることに決定しました。

---

#### 日程第 48～日程第 52 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（野口 俊明君） 日程第 48、総務常任委員会の閉会中の継続調査についてから日程第 52 議会運営委員会の閉会中の継続調査まで計 5 件を一括議題にします。総務常任委員会、教育民生常任委員会、経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、委員会の所管事務について第 75 条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

○議長（野口 俊明君） ここで議員の皆さんにお知らせします。お手元に配布のとおり大山町議会議員の政治倫理条例第 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づく調査請求書が提出されましたので、同条例第 7 条第 1 項並びに第 2 項の規定により、5 名の委員による大山町政治倫理審査会を設置し、調査を付託することになりましたので報告いたします。

---

○議長（野口 俊明君） 先ほどの再開当初にありました議案第 38 号の討論の際の件につきましては、ご本人の圓岡議員の同意もいただいて発言の取り消しを命じたことに同意もいただいております。以上報告いたします。

---

#### 閉会宣告

○議長（野口 俊明君） これで本定例会に付議された案件は、全部終了しました。会議

を閉じます。平成 28 年第 3 回大山町議会定例会を閉会します。

----- . ----- . -----  
○局長（手島 千津夫君） 互礼を行います。一同起立。礼。

----- . ----- . -----  
午後 3 時 52 分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 野口 俊明

署名議員 西尾 寿博

署名議員 岡田 聰